

# オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年5月19日

支出負担行為担当官  
近畿農政局長 志知 雄一

## 1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 令和8年度近畿農政局産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和8年9月30日まで（搬出作業は令和8年6月30日まで）
- (4) 履行場所 近畿農政局

## 2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、近畿地域の競争参加有資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から5の見積合わせの日までの間において、近畿農政局長から、近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を、当該業を行おうとする区域の管轄である都道府県知事から受けている者であること。

## 3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先  
〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町  
近畿農政局会計課 調達係 関灘 勇人  
電話 075-414-9046
- (2) 電子媒体による交付場所  
ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>  
イ 近畿農政局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

## 4 競争参加資格確認のための提出資料及び期限

- (1) 提出資料 ア 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）確認通知書の写、又は令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者受付番号通知書の写  
イ 2（6）の許可証の写

(2) 提出期限 令和8年6月1日 午後5時00分

(3) 提出方法 上記3(1)宛てに持参又は郵送(普通郵便可)により提出すること。

なお、電子調達システムを利用して見積書を提出する場合は、システム内で資格確認を行うため

(1)アの提出は不要。(1)イの許可証の写のみ提出すること。また、提出期限までに送付のなかった者の見積は無効とする。

## 5 見積書の提出場所及び期限

(1) 提出場所 電子調達システムにて送信。

(2) 提出期限 令和8年6月1日 午後5時00分

(3) 紙入札による場合の提出方法

① 見積書(別紙様式第1号)に必要事項を記載し封緘(別紙様式第2号)すること。

② 入札を代理人をもって行う場合には、委任状を提出すること。

③ (2)の提出期限までに持参又は上記3(1)宛てに郵送(送達過程が記録される書留郵便等にて必着のこと。)

## 6 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月2日 午前11時00分から

(2) 場所 近畿農政局入札室(地階)

## 7 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

このオープンカウンター方式による見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年5月26日 午後5時00分までに、電子メール(メールアドレス:kinki\_kaikei@maff.go.jp)により提出すること。(電話による問い合わせは受け付けない。)なお、電子メールによる提出が困難な場合は書類の持参によることを認める。

なお質問に対する回答は、令和8年5月28日に近畿農政局ホームページに掲載する。

電子メールによる質問の記載事項は次のとおりとする。

① メール件名:「令和8年度近畿農政局産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務」質問について

② メール本文の記載事項:事業者及び担当者名、連絡先電話番号、質問内容

## 8 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局オープンカウンター方式実施要領による。

### お知らせ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

([https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf))をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページ

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>